

神奈川県監査委員公表第8号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月11日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 吉川知恵子
同 中家華江
同 しきだ博昭
同 松本清

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月25日神奈川県監査委員公表第34号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち産業労働局分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
中小企業部中小企業支援課	令和4年7月28日（令和4年2月18日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、普通財産の貸付契約の手続を行わないまま郵便ポストが設置されているものがあった。これにより、令和元年度の郵便ポスト設置に係る使用料1件、10,920円が徴収不足であった。	不適切事項については、財産管理の取扱いに関する確認が不十分であったものであり、令和2年4月1日に貸付契約を締結し、その後、徴収不足分については、令和6年2月21日に収入した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解を深めるとともに、関係職員で知識を共有して確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。